

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第44回本部員会議 次第

日 時：令和3年8月18日(水)
16時30分～17時
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

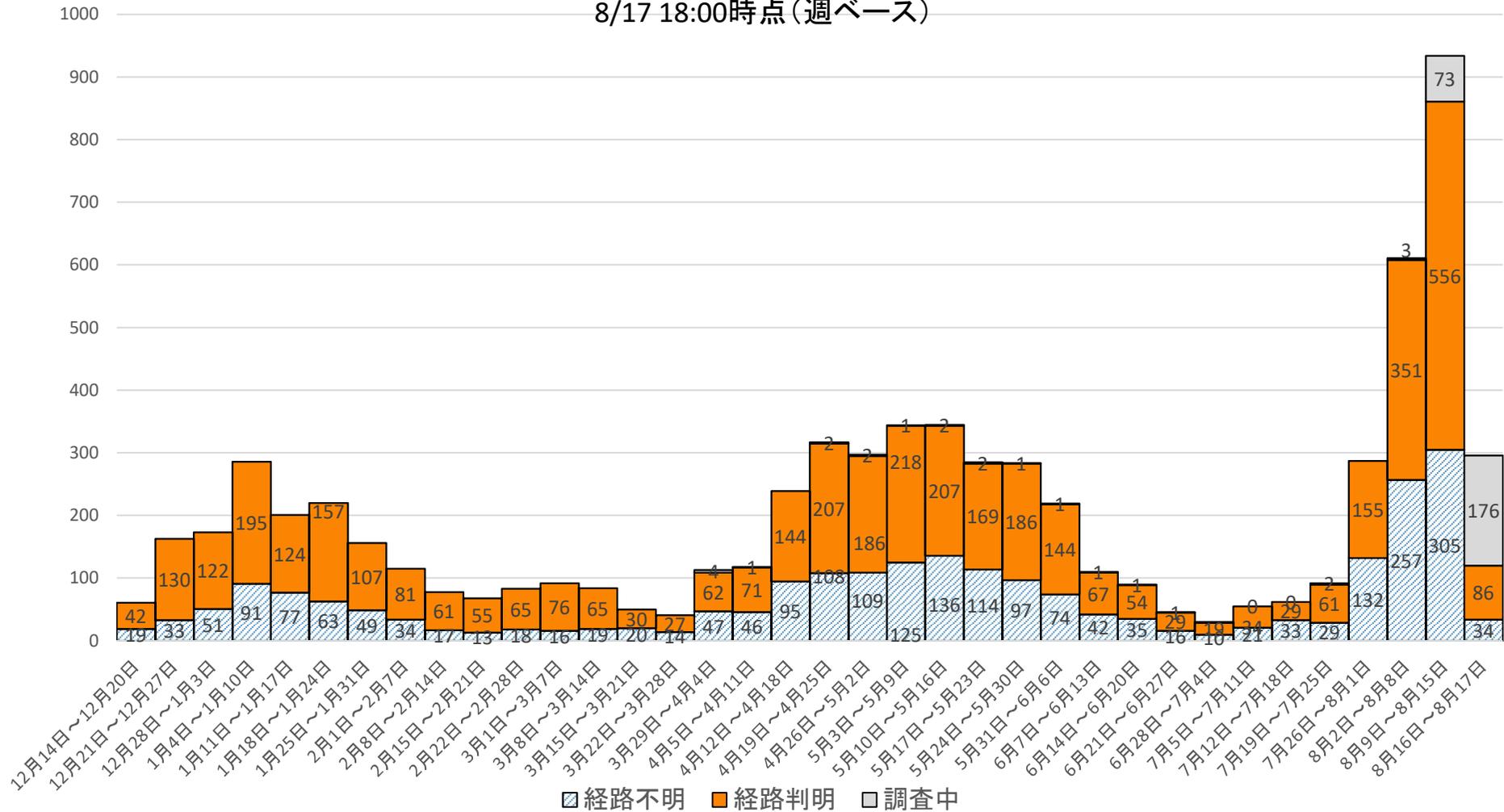
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) まん延防止等重点措置の適用期間の延長に伴う対応について
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
- (4) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

県内の感染動向について(8/17現在)

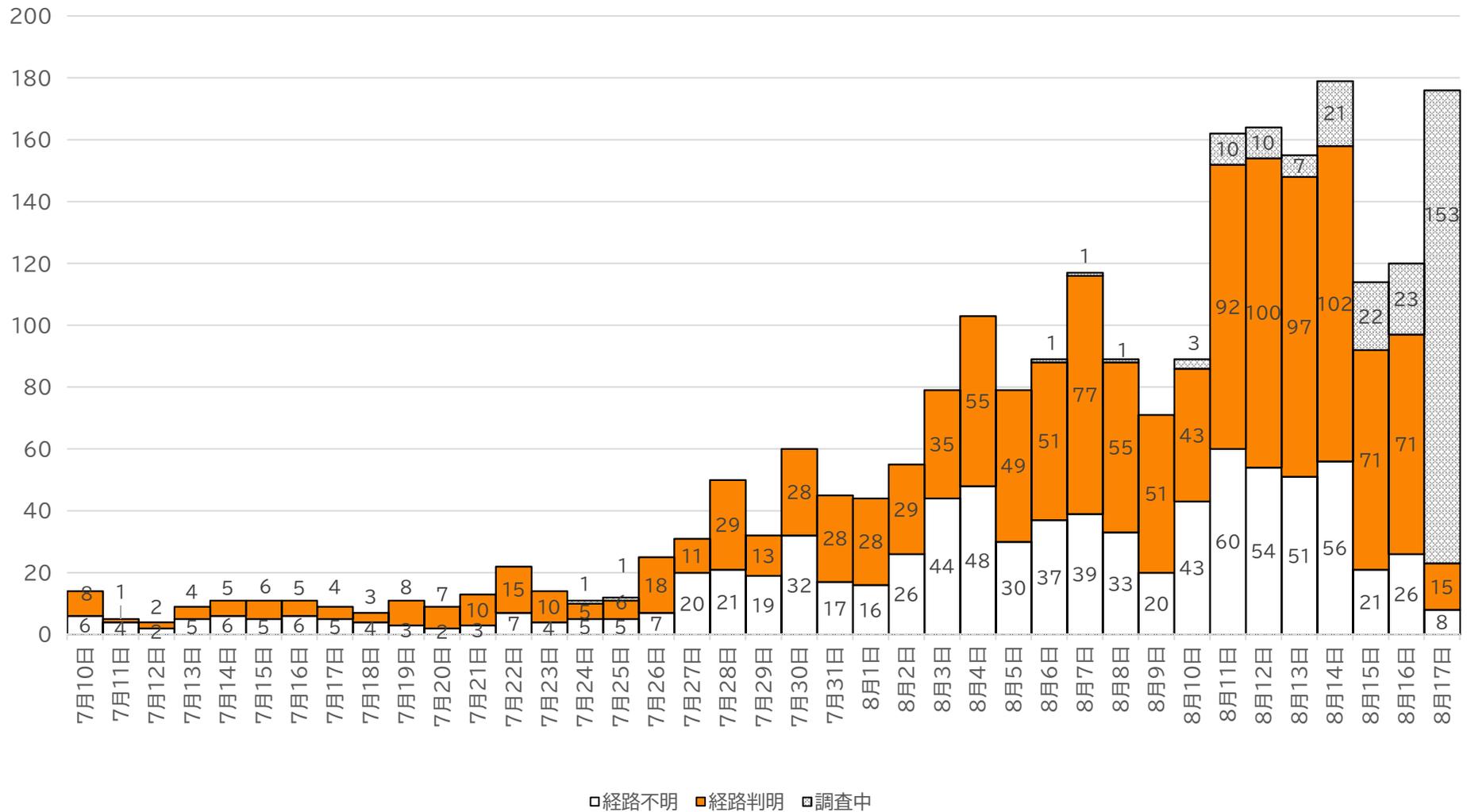
1)①流行曲線(公表日別)

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別)
8/17 18:00時点(週ベース)



流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

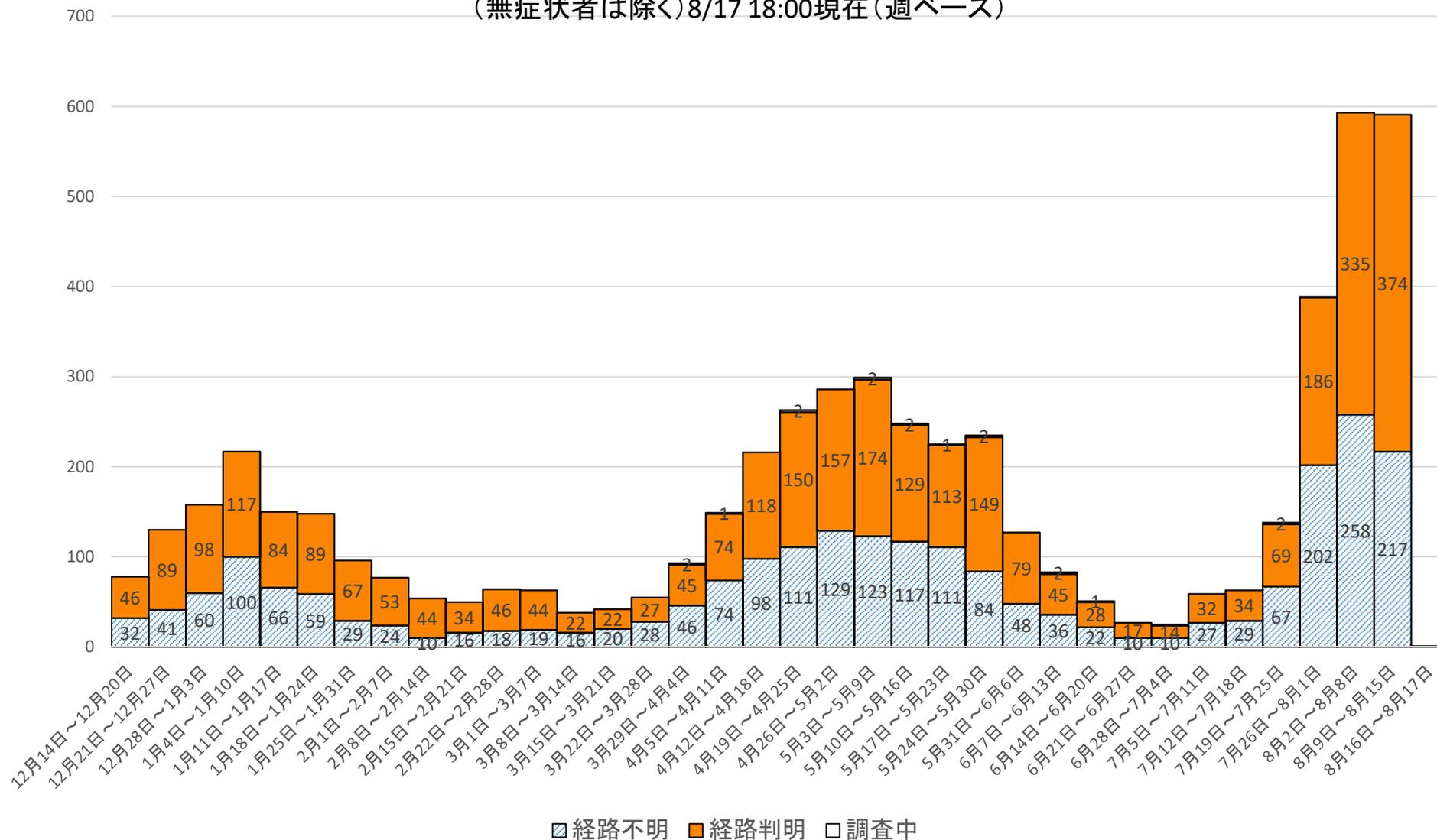
新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別)
8/17 18:00 現在



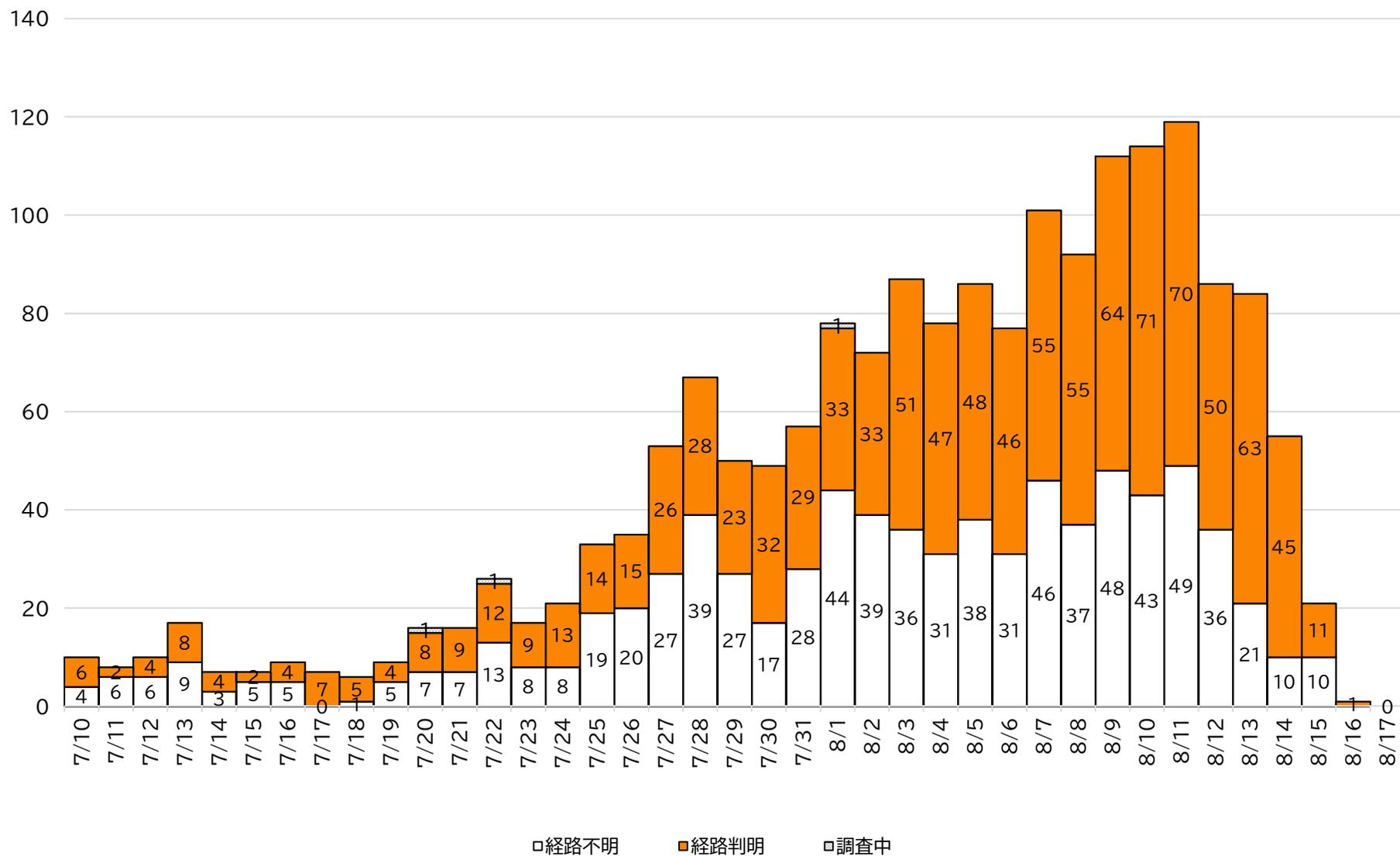
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

②流行曲線(発症日別)

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く)8/17 18:00現在(週ベース)



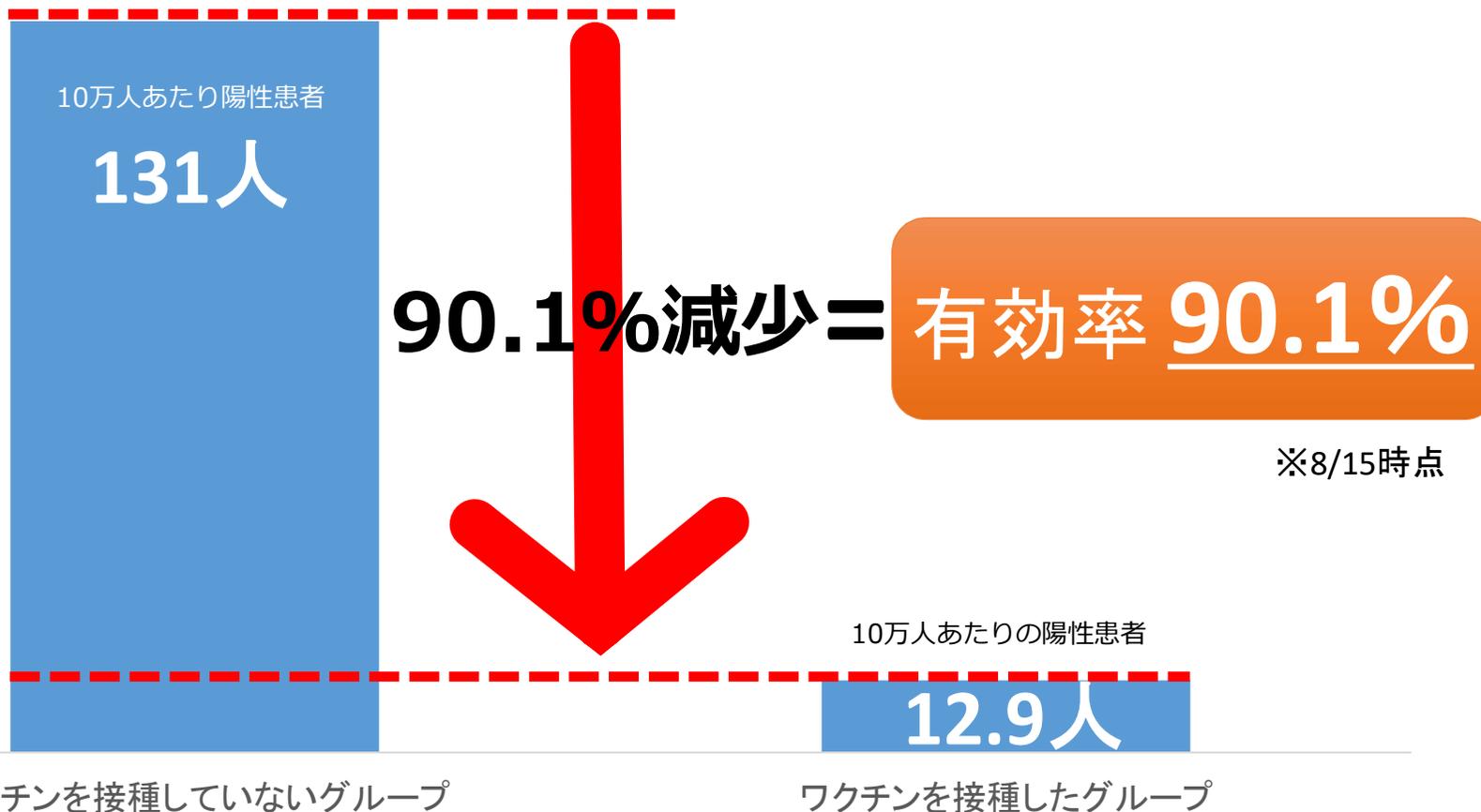
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
 (無症状者は除く) 8/17 18:00 現在



滋賀県内における新型コロナウイルスワクチンの有効率(7/1以降)

ワクチンの有効率

「ワクチンを接種していないグループ」と「ワクチンを接種したグループ」の発症率を比較して、発症率が何%減少したかを示す数値。



滋賀県内における新型コロナウイルスワクチン有効率の計算式

ワクチン有効率

90.1%

計算式: 有効率 = (1 - 接種群罹患率(①) ÷ 非接種群罹患率(②)) × 100

① 接種群罹患率 = 2回接種の感染者数(57人) ÷ 2回接種者数(440,789人)

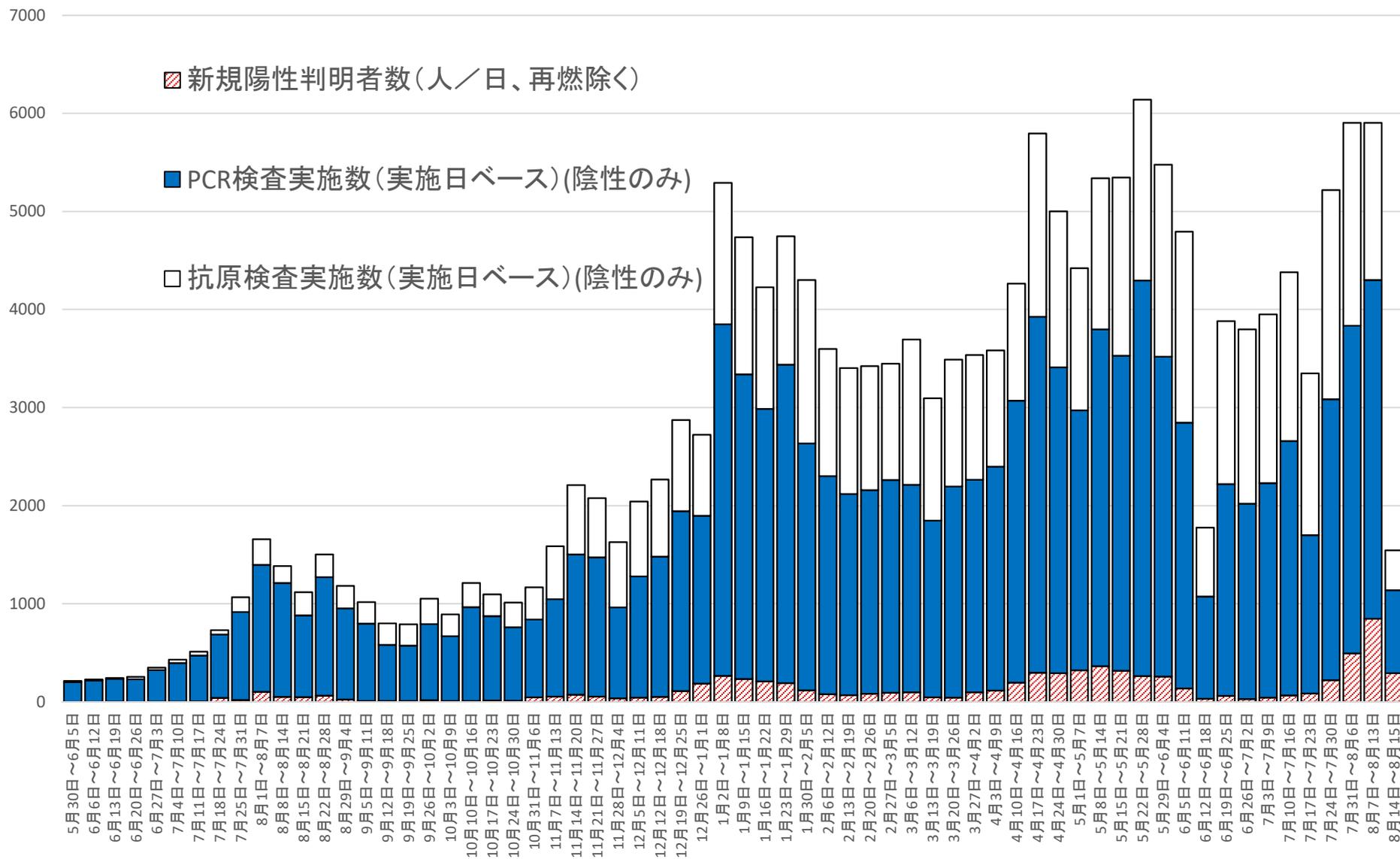
② 未接種群罹患率 = 未接種の感染者数(898人) ÷ 未接種者数(685,573人)

年代	人口(a)	感染者数	2回接種			1回接種			ワクチン未接種		
			接種者数 (a)	感染者数 (b)	10万人あたり (b/a×10万)	接種者数 (c)	感染者数 (d)	10万人あたり (d/c×10万)	全数 (e)	感染者数 (f)	10万人あたり (f/e×10万)
全年代	1,292,844	1,894	440,789	57	12.9	166,482	152	91.3	685,573	898	131.0
10歳代	143,271	289	1,777	1	-	7,565	4	-	133,929	138	103.0
20歳代	145,787	560	10,241	6	-	16,576	22	-	118,970	307	258.0
30歳代	167,456	306	13,299	9	-	18,799	27	-	135,358	152	112.3
40歳代	212,751	341	21,401	5	-	34,978	24	-	156,372	158	101.0
50歳代	176,880	253	32,832	5	-	53,410	46	-	90,638	108	-
60歳代	171,812	97	106,348	12	11.3	27,486	24	-	37,978	26	-
70歳代	165,718	24	153,878	8	5.2	4,196	2	-	7,644	3	-
80歳代	85,821	17	79,777	8	-	2,569	3	-	3,475	2	-
90歳以上	23,348	7	21,236	3	-	903	0	-	1,209	4	-

- ワクチン接種歴不明等が787人おり、接種歴の集計には含めていない。
- 10歳代には、対象外である12歳未満も含む。
- 10万人あたりの人数は、母数が10万人未満の場合は算出していない。

- ワクチンの効果が得られる期間(約2週間)は考慮していない。
- 7月以前の感染の有無を加味していない。
- ワクチン接種と感染の有無以外の患者背景等については考慮していない。

2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)

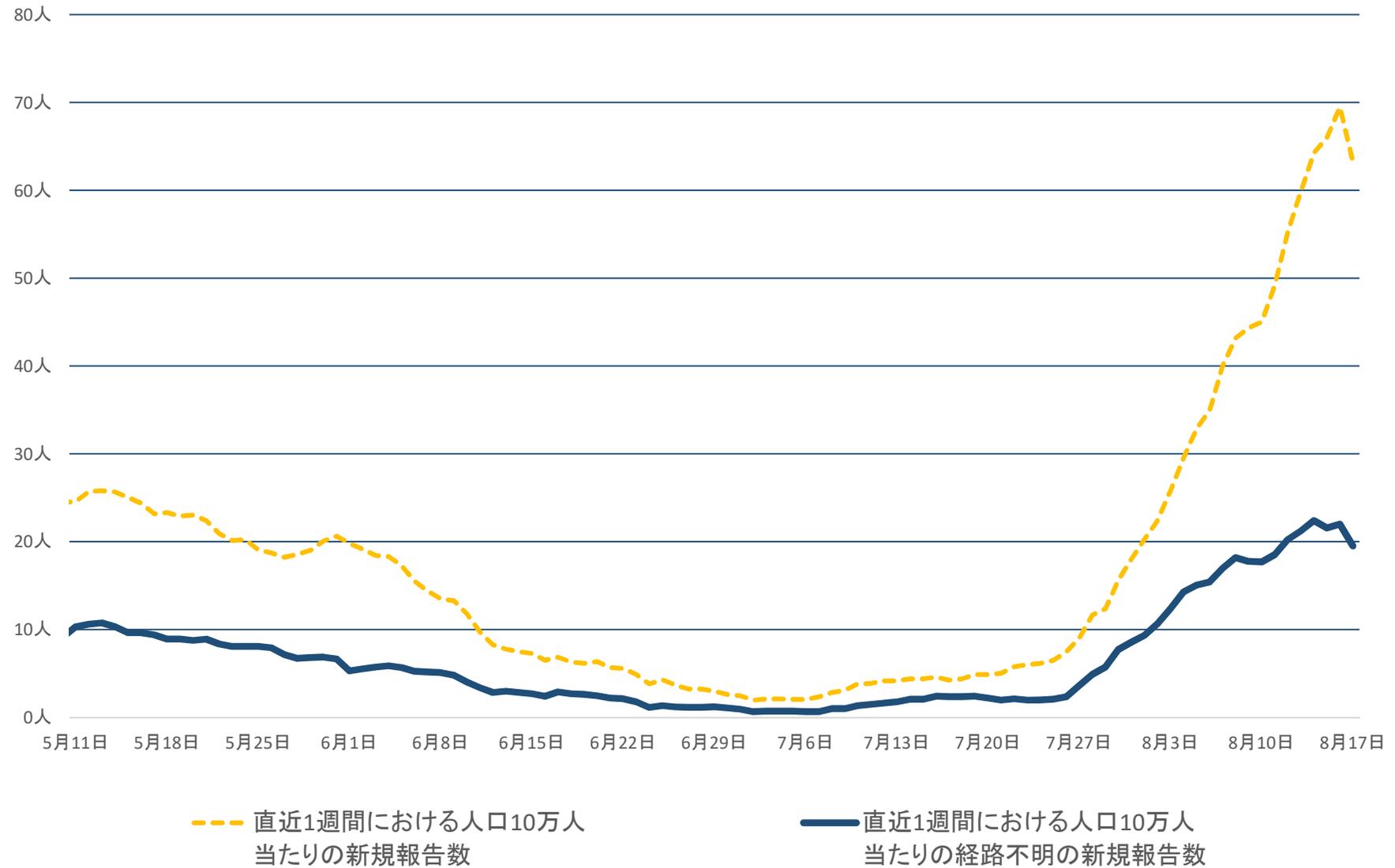


3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、8月15日現在の陽性率は15.3%でした。

4) 経路不明の新規報告者数の推移



5) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数					県内 宿泊療養 部屋数					
		入院者数	空床数		療養者数		清掃・修理待ち	空数			
			県内発生	その他				県内発生	その他		
総数	378	319	302	17	59	677	354	347	7	166	157

6) 県内の陽性者発生状況

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数							退院等	死亡
			入院中	入院予定等			宿泊 療養			
				重症	中等症	軽症				
PCR検査数	123,811	1,409	302	4	50	248	760	347	6,404	95
(うち行政検査分)	39,071									
(うちその他検査分)	84,740									
	(うちPCR検査判明分)	5,767					(うち自宅待機)	212		
抗原検査数	61,668						(うち自宅療養)	548		
	(うち抗原検査判明分)	2,141								

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺) が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

7) その他県内の感染状況

①病床のひっ迫具合	最大確保病床の占有率※1	84.4%	②人口10万人当たりの全療養者数	101.3人
	うち重症者用病床の最大確保病床の占有率※2	15.4%	③直近1週間のPCR等陽性率※3	15.3%
			④直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	75.7人
	【入院率】(現在の陽性者累計に占める入院者の割合) ※5	21.4%(参考値)	⑤直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	多い
			⑥直近1週間における感染経路不明割合	25.8%

※1 最大確保病床の数(378床)に対する割合

※2 最大確保病床の数(52床)に対する割合

※3 検査実施日ごとの件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率

※4 直近一週間の陽性者数が先週と比較して多いか少ないか記載

※5 入院が必要な新規患者は発生届が届け出られた翌日までに入院できている等、入院率を適用する条件に当てはまらないため、参考値として記載

重症者数	重症者以外のICU(集中治療室)利用者数	重症者用病床の現時点の確保病床数	新規感染経路不明者(直近1週間分)	PCR等検査数(直近1週間分)
4人	4人	52床	276人	6,091件

8) その他の県内の感染動向

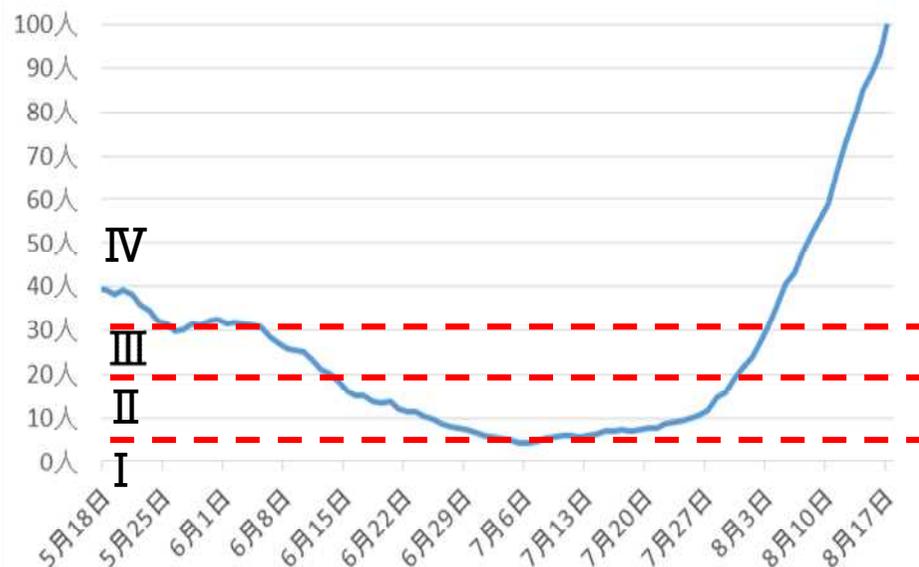
最大確保病床の占有率



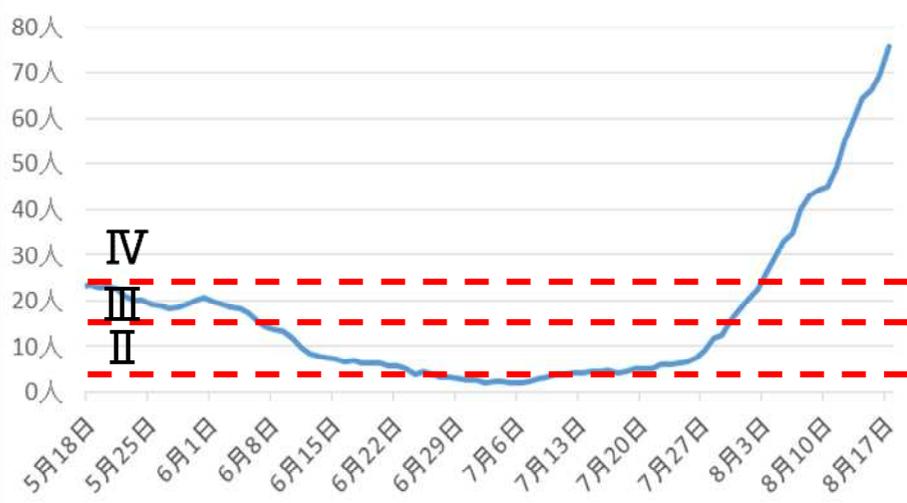
重症者用病床の最大確保病床の占有率



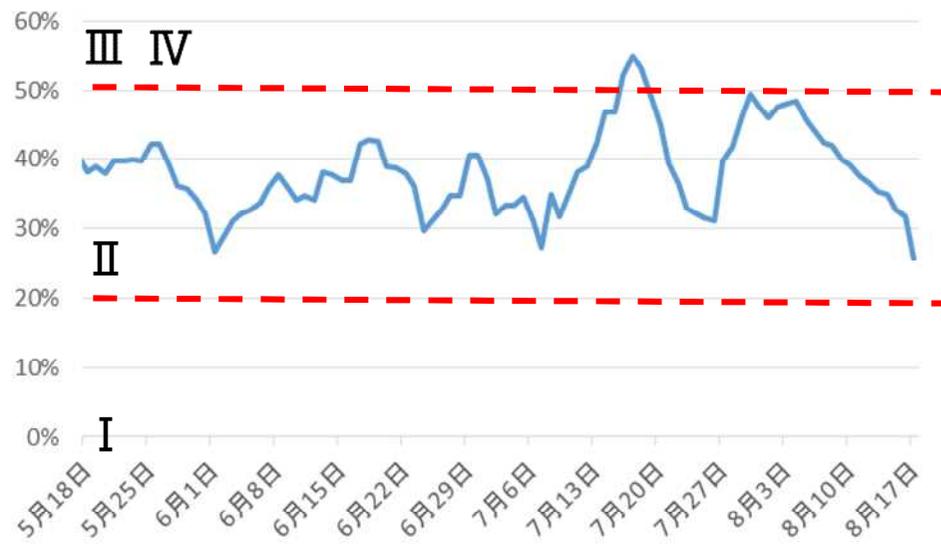
人口10万人当たりの全療養者数



直近1週間における人口10万人
当たりの新規報告数



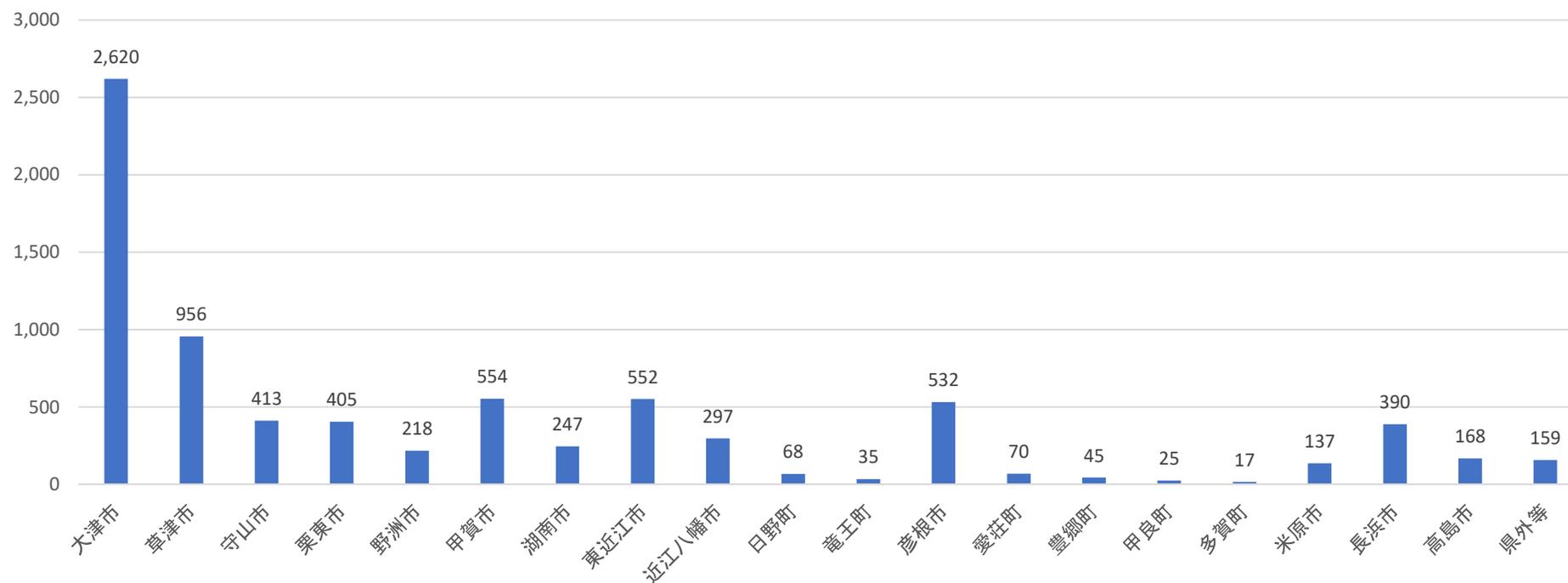
感染経路不明割合



9)性別陽性者数

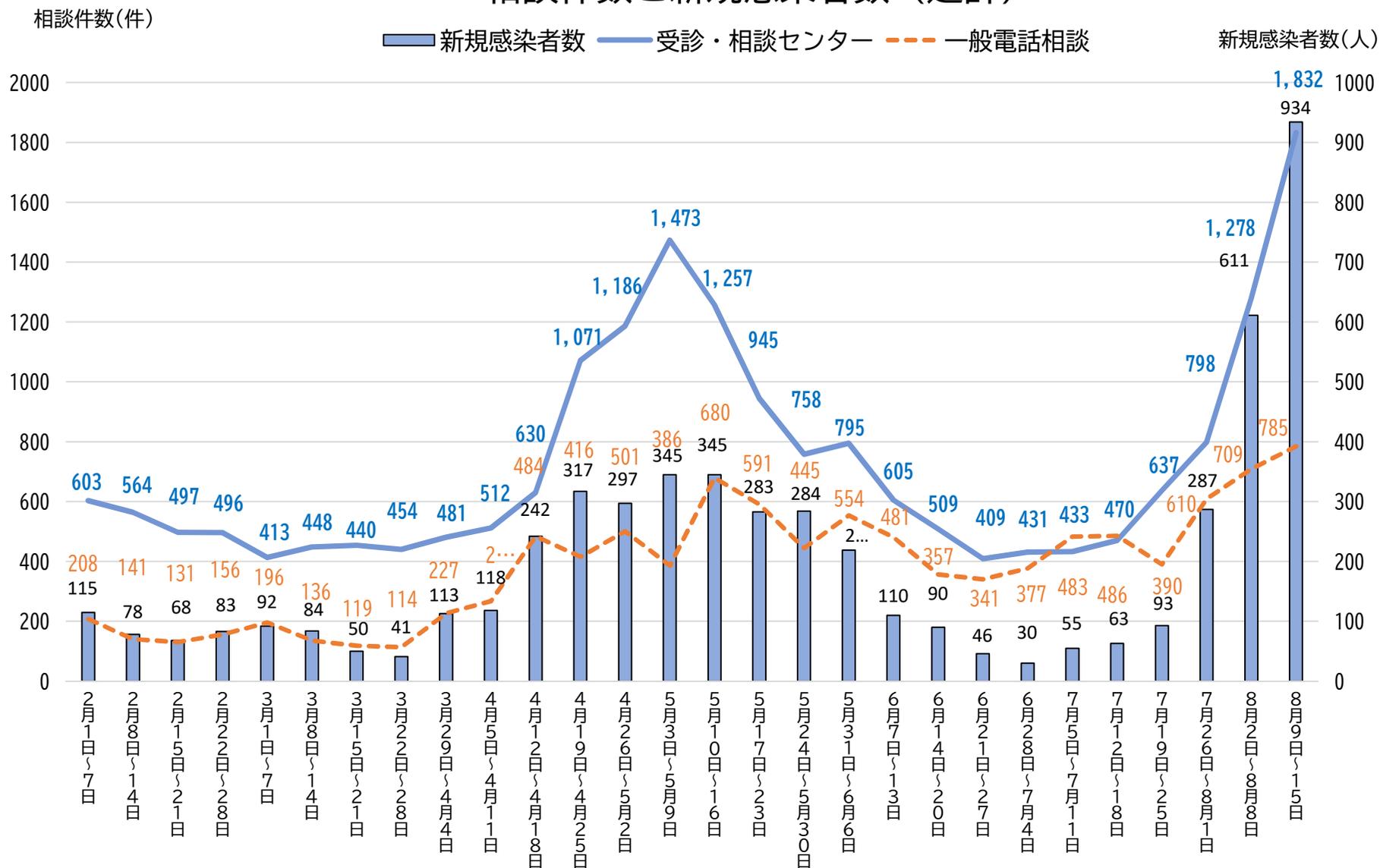
性別	陽性患者数
男性	4,092
女性	3,380
非公表(10歳未満)	436
計	7,908

10)市町別陽性者数



11) 相談体制について

相談件数と新規感染者数（週計）



12)4月以降に発生したクラスターの状況

公表名	陽性者数	始期	公表名	陽性者数	始期
事業所⑧	6	4月8日	会食⑩	4	5月18日
会食⑥	6	4月13日	事業所⑯	41	5月26日
学校⑥	7	4月7日	飲食店⑭	13	5月24日
学校⑦	11	4月15日	集会①	11	5月20日
事業所⑨	8	4月13日	飲食店⑮	6	5月27日
飲食店⑦	5	4月15日	飲食店⑯	5	5月23日
学校⑧	15	4月21日	飲食店⑰	8	6月3日
医療機関⑪	13	4月14日	医療機関⑬	22	6月3日
事業所⑩	5	4月21日	飲食店⑱	7	6月1日
事業所⑪	5	4月23日	学校⑪	6	5月29日
飲食店⑧	7	4月24日	医療機関⑭	12	6月14日
事業所⑫	8	4月23日	学校⑫	9	6月1日
事業所⑬	20	4月22日	事業所⑰	6	7月3日
飲食店⑨	6	4月27日	会食⑪	5	7月17日
学校⑨	18	4月26日	学校⑬	16	7月20日
会食⑦	6	4月28日	保育関連施設⑥	7	7月29日
学校⑩	8	4月24日	事業所⑱	6	8月1日
障害福祉関連事業所②	24	5月2日	保育関連施設⑦	5	7月30日
事業所⑭	16	5月1日	学校⑭	13	8月5日
医療機関⑫	6	5月3日	事業所⑲	10	8月6日
飲食店⑩	4	5月11日	事業所⑳	7	8月8日
会食⑧	7	5月11日	保育関連施設⑧	38	8月10日
飲食店⑪	5	5月10日	保育関連施設⑨	7	8月6日
飲食店⑫	11	5月11日	保育関連施設⑩	9	8月6日
飲食店⑬	9	5月6日	学校⑮	7	8月9日
会食⑨	5	5月17日	介護関連事業所⑭	5	8月11日
介護関連事業所⑬	15	5月19日	学校⑯	7	8月11日
保育関連施設⑤	5	5月19日			

※県内において確認された陽性者数

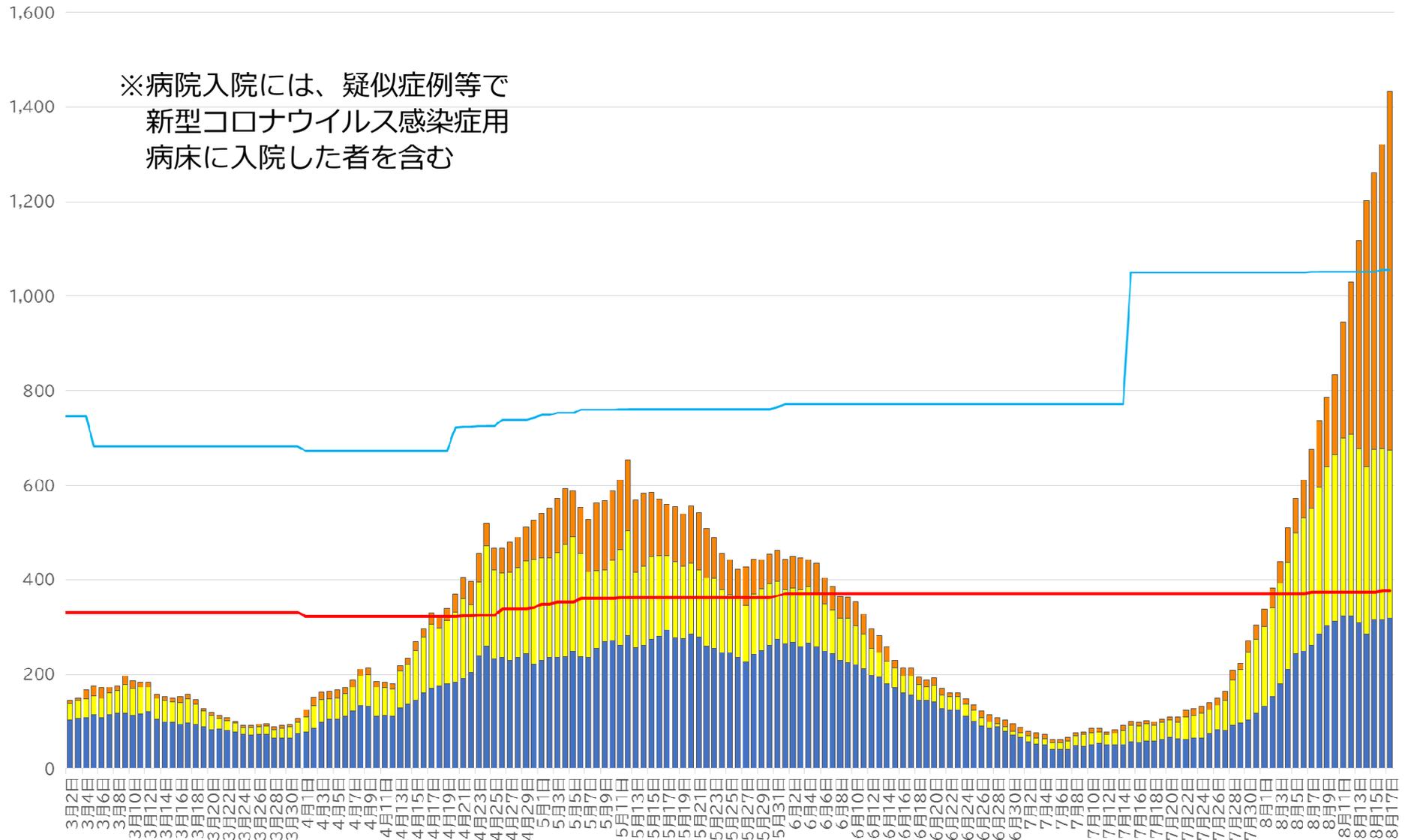
13)変異株の発生状況

①変異株に関する検査状況

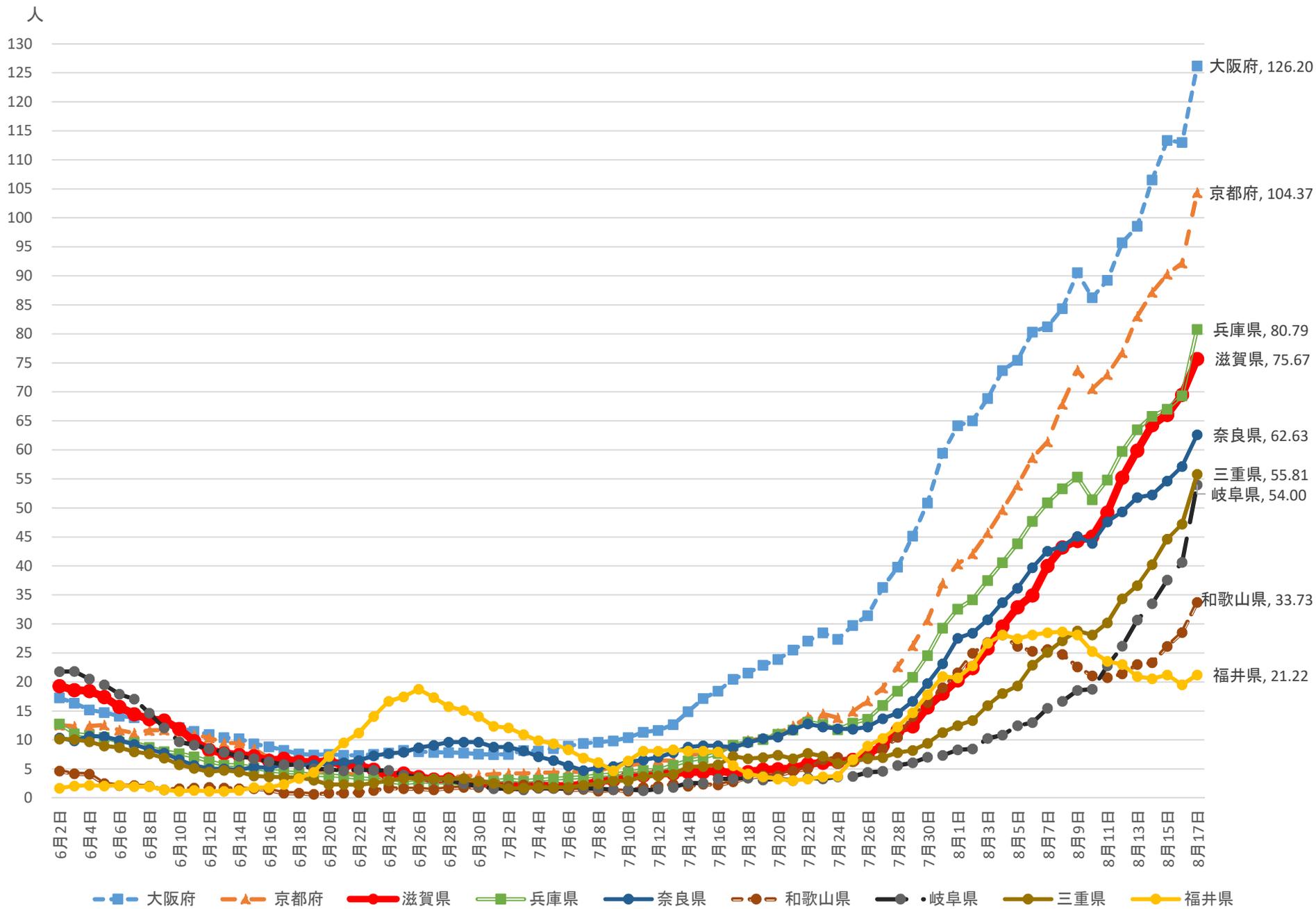
検査実施月	変異株PCR検査の検査件数	変異株PCR検査の陽性件数	変異株PCR検査の陽性者率
	L452R	L452R	L452R
6月	244件	0件	0.0%
7月	181件	45件	24.9%
8月	640件	480件	75.0%
計	1,065件	525件	49.3%

入院医療体制について

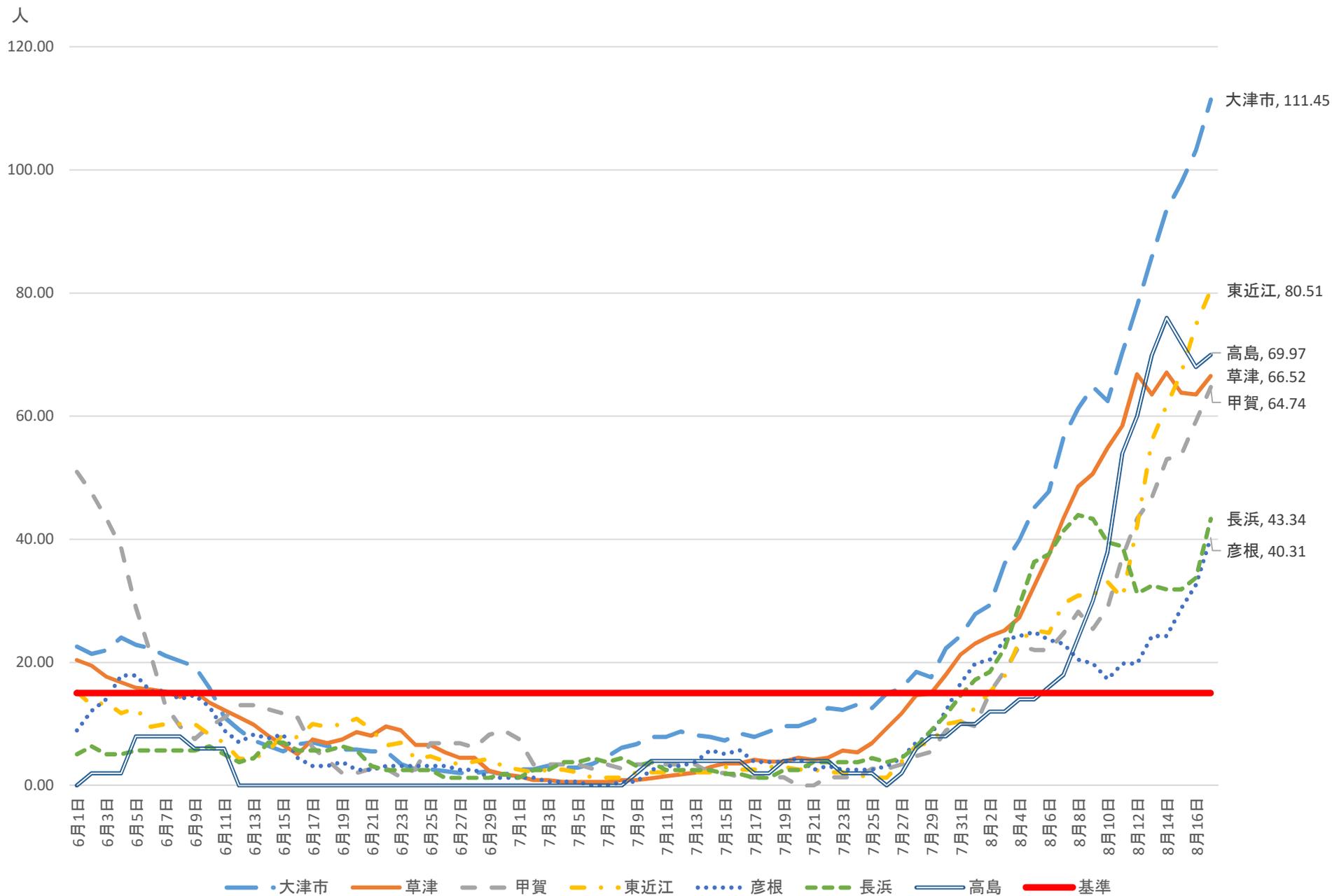
■ 入院者数…
 ■ 宿泊療養者数…
 ■ 入院予定者数等(人)
 — 病床数+宿泊療養部屋数
 — 病床数(床)



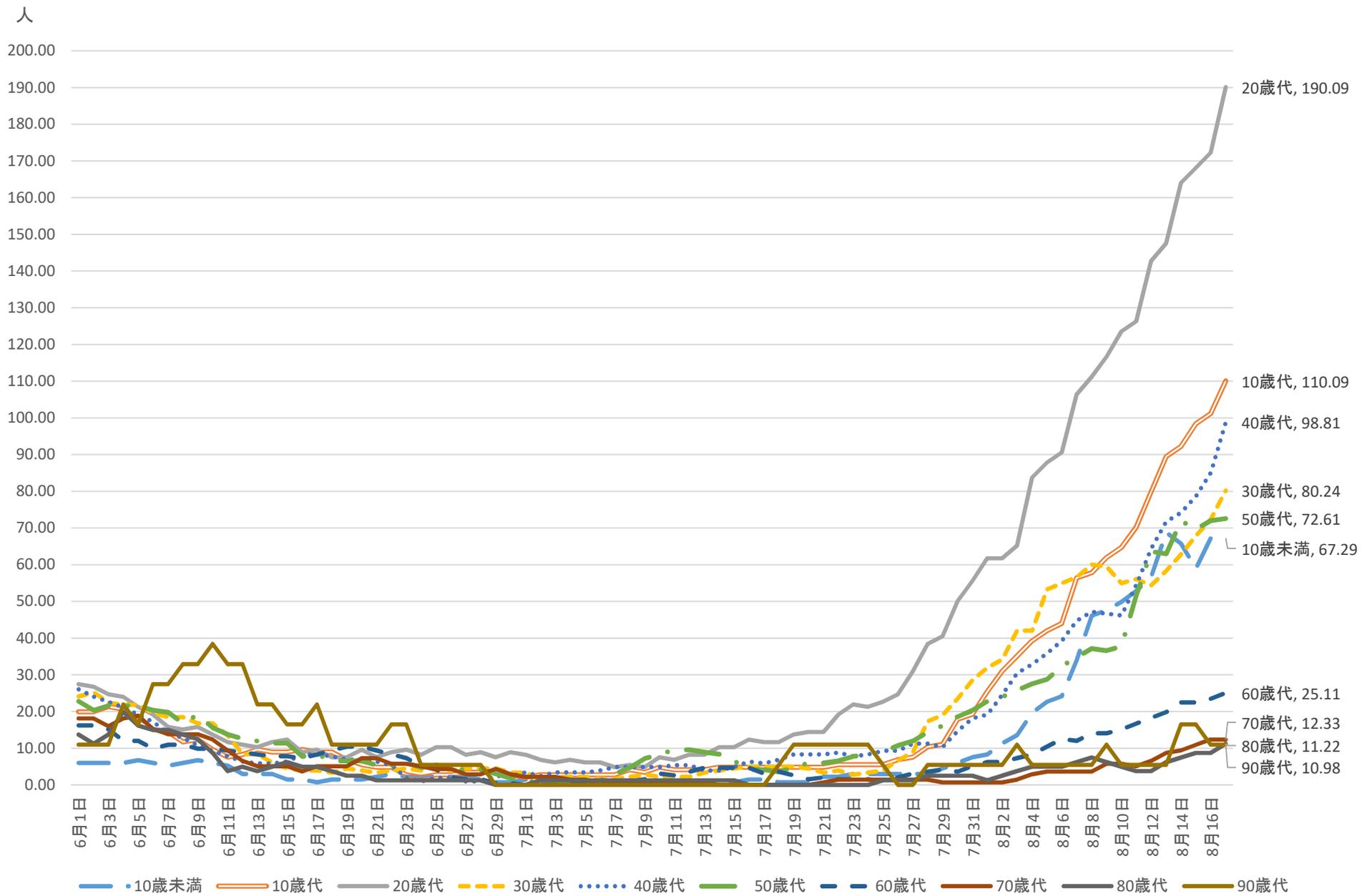
近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移(直近7日間の累計患者数)(6/1-8/17)



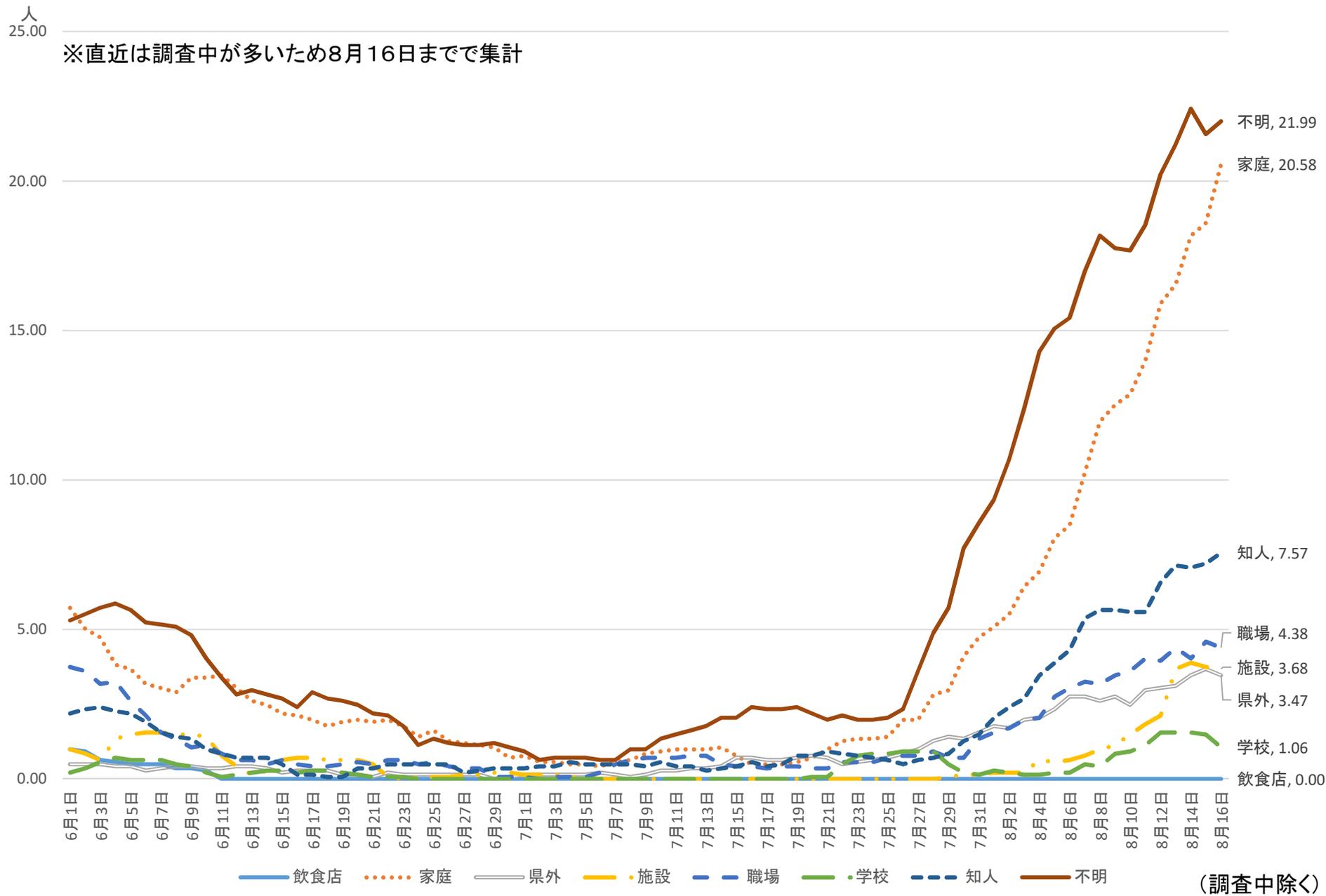
保健所別10万人あたりの新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/17) 日別・公表日



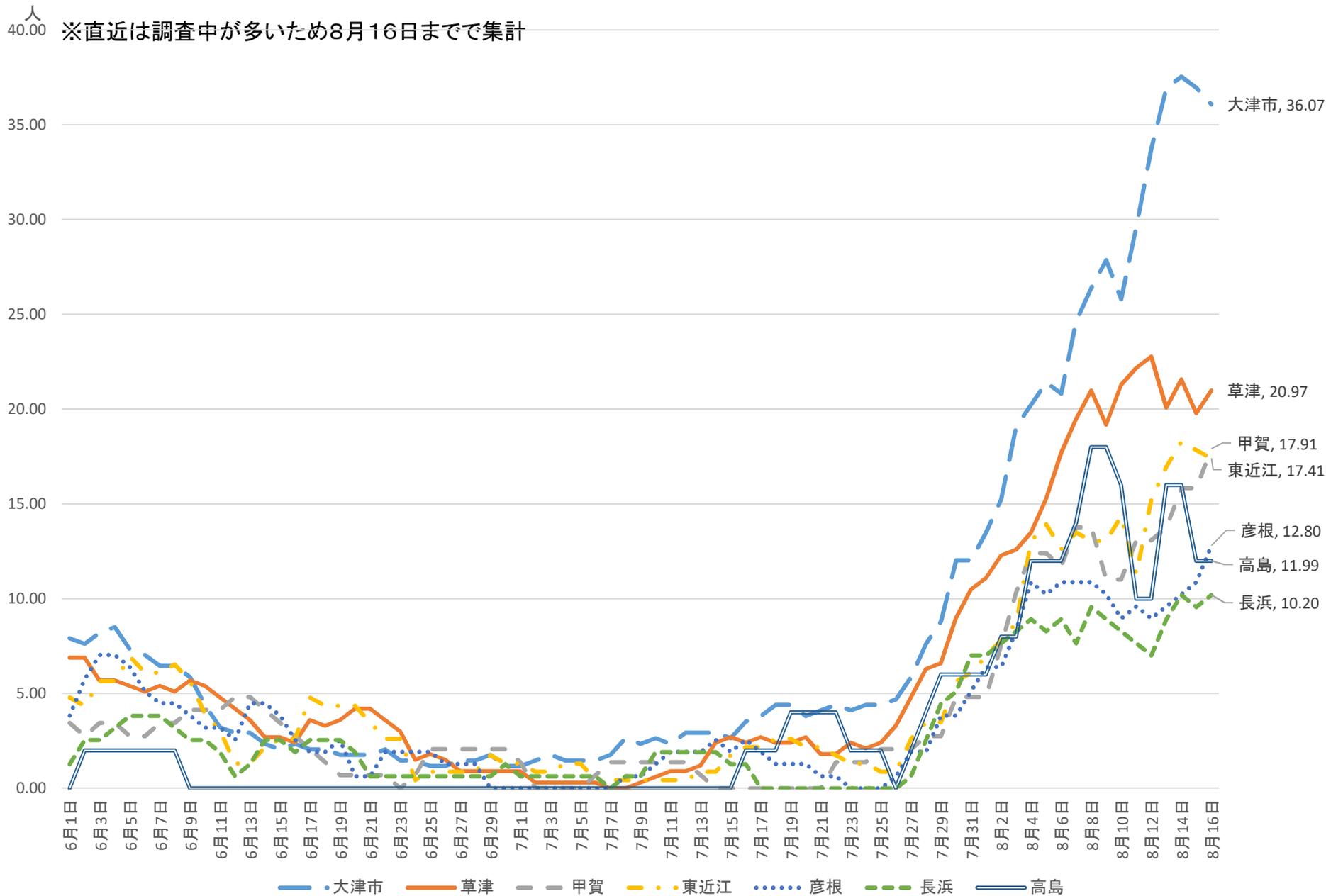
滋賀県 年代別10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/17) 日別・公表日



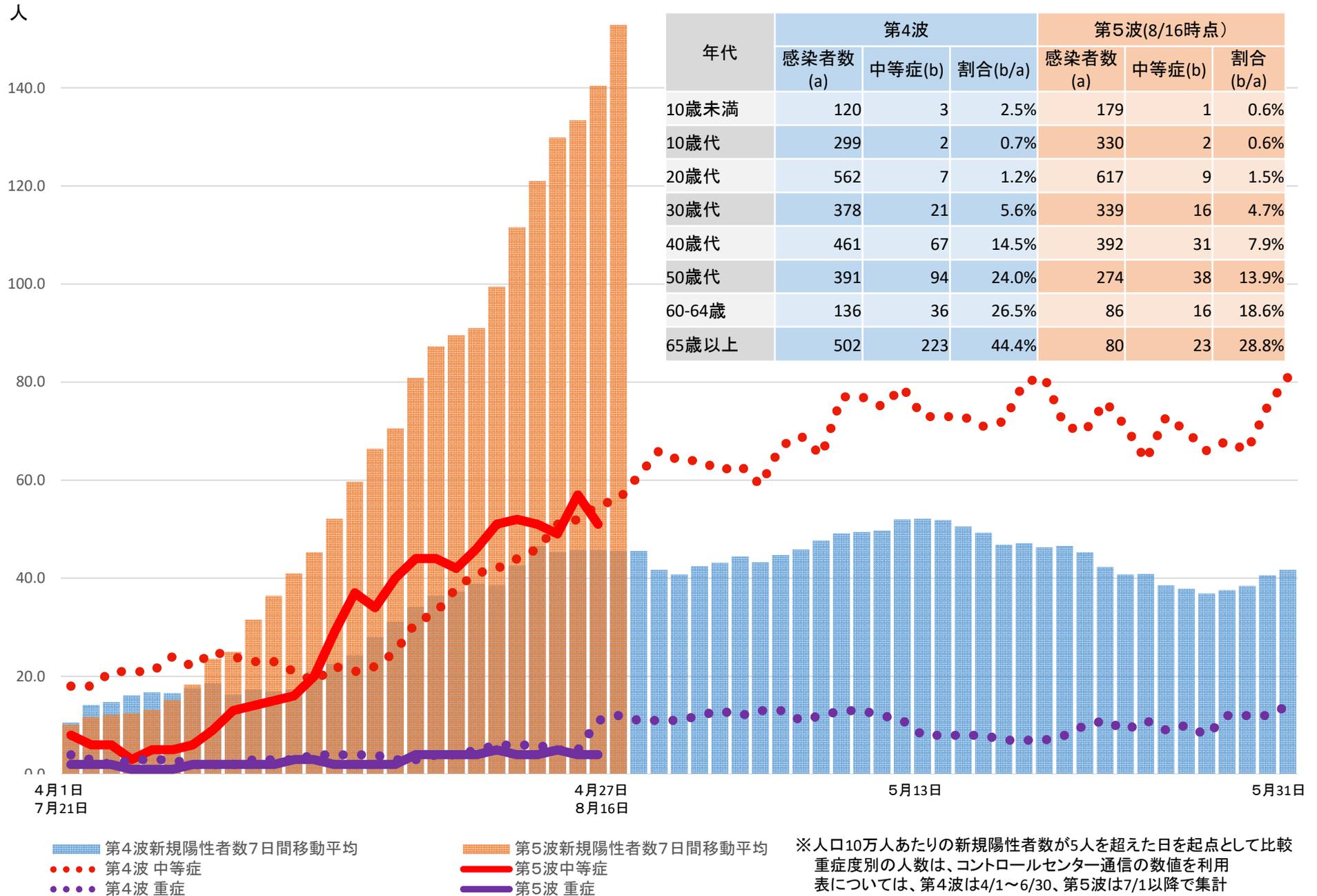
滋賀県 感染経路別の10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/16) 日別・公表日



保健所別10万人あたりの感染経路不明の新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/16) 日別・公表日



滋賀県 重症度別第4波との比較



評価

- 近隣府県を始め全国的に新規感染者数の過去最多、曜日別最多を更新する都道府県が多くあります。お盆による休診や悪天候による受診控えなども考えられるため、今後の動向に注意が必要です。
- 本県においても、連日、過去最多、曜日別最多を更新し、8月14日には最も多い179人となりました。週ごとの感染者数は、感染が落ち着いていた6週間前から30倍以上になりました。8月6日にステージをステージⅣ（特別警戒ステージ）へ引き上げ、8月8日から本県へまん延防止等重点措置が適用されましたが、まだ十分な効果は見られていません。しかし、病床はひっ迫している状況にあり、より強い対策を講じていく必要があります。
- 20歳代に併せて10歳代が顕著に増加しており、感染経路不明が多い状況が続いています。知人からの感染も増えており、夏休み・盆休みでの家族以外との接触の度合いの増加がうかがえます。また、帰省に伴う移動による感染者が、今後、診断される可能性があります。
- 夏休み期間中は、部活動、学童保育や学習塾等の時間が通常よりも長くなり、より感染対策の徹底が必要となります。また、直近の新規陽性者においても多く認める知人・親戚宅での会食およびマスク着用なく車内で会話などの明らかなリスク行動を回避することによって、感染を予防することが可能です。
- 通常医療および新型コロナウイルス感染症の医療を維持するためには、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数を減少させる他に方法はありません。
- 改めて、個人の対策および施設等における対策が基本に準じて適切に実施できていることを確認することが必要です。普段からの手洗い、会話時のマスク着用、換気や密の回避など基本的な感染対策の徹底が最も効果的であることを再認識することが必要です。

まん延防止等重点措置等延長 (9月12日まで)

(医療体制非常事態 継続中)

～ あなたと大切な人の命を守るために ～

ゼロ密を目指そう！

(県民の皆様へ)

- ・ 買い物の回数や人数を最低限に！
- ・ 混雑する場所への外出機会の半減！

(商業施設の皆様へ)

- ・ 入場制限などにより、混雑回避の取組みを！

(事業者の皆様へ)

- ・ テレワーク・時差出勤等の徹底！
- ・ 会議や商談時の感染対策の徹底！

不要不急の外出自粛の徹底

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省や旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて！

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

※詳細については別紙

イベント開催制限

※規模など、詳細については別紙

基本的な感染対策の徹底

※ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

滋賀県の対応

	内容	時期
●	県立施設については、開館時間を短縮	(8/8～9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7～9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	新規販売を一時停止 (8/5～)
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5～)
●	GoToEat <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">※事業者には、早期の認証取得を要請</div>	<ul style="list-style-type: none">引き続き新規発行の一時停止購入済の食事券等の利用もお控えください。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 開設時間: 平日 9時～17時
- 電話番号: 077-528-1341

県施設の休館状況

【令和3年8月18日更新】

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設の利用禁止	8月7日～9月12日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプの利用禁止	8月7日～9月12日

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

県施設の開館時間の短縮状況

【令和3年8月18日更新】

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00～21:00 ※注1	8月8日～9月12日
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	8:30～21:00 ※注1	8月8日～9月12日
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	全館(キャンプ施設・ロッジを除く)	9:00～21:00	8月8日～9月12日
希望が丘文化公園(青年の城)			全館(宿泊室を除く)	9:00～21:00	8月8日～9月12日
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
OSPホッケースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30～20:00	8月8日～9月12日
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート	9:00～20:00 ※注2	8月8日～9月12日
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日

※注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請について

令和3年(2021年)8月18日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・ 極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請、第31条の6第2項に基づく要請)

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数7割削減目標)
- ・ 会議や商談時の感染対策の徹底
- ・ 商業施設では、入場者の整理(入場制限を含む。)など、混雑回避の取組みを。

- ・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等の実施」など、混雑回避の取組を。

3 外出について (特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の6第2項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 対象期間 令和3年8月 18 日から9月 12 日まで
- (3) 要請内容
 - ・ 外出自粛の徹底(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 不要不急の都道府県間の移動の自粛。特に、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来は自粛。
 - ・ 買い物の回数や人数を最低限にする。
 - ・ 混雑する場所への外出機会を半減させる。
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等にもみだりに出入りしない。
 - ・ 営業時間の短縮要請に応じていない、飲食店等にもみだりに出入りしない。

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年8月8日から9月 12 日まで
- ④ 人数上限・収容率

<基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

収容率の目安		人数上限の目安
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 <small>(※1)</small>	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000 人
100%以内 席がない場合は適切な間隔 (密にならない程度の間隔)	50%以内^(※2) 席がない場合は十分な間隔 (1m)	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合、この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を

設けなくともよい。すなわち、収容率は 50%を超える場合がある。

※3 【8月31日までのイベント】

8月8日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月9日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月9日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

【9月1日以降のイベント】

8月 20 日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月 21 日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月 21 日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 営業時間の短縮について (特措法第 24 条第9項、第31条の6第 1 項に基づく要請)

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月 12 日まで
- ② 対象施設

対象施設	
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

③ 対象区域・営業時間短縮

営業時間短縮(酒類提供の時間)	
13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市) (第31条の6第1項)	左記以外の地域 (第24条第9項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの営業時間短縮 ・ (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の停止 <p>※ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から21時までの営業時間短縮 <p>(※酒類の提供は11時～20時)</p>

④ 営業に際しての要請内容

内容	
13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)	左記以外の地域
<p>(第31条の6第1項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 ● カラオケ設備の使用の自粛 <p>(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業の Snackbar、カラ</p>	<p>(第24条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 ● カラオケ設備の使用の自粛

<p>オケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。）</p> <p>(第 24 条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守 	<p>(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守
---	--

(2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (第 31 条 6 第1項)
(第 24 条第 9 項)

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月 12 日まで(※3は、8月 20 日から)
- ② 対象地域 13 市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	20 時までの営業時間短縮 (第 24 条第9項) ※1:上記に加え、入場整理等の実施(法に基づかない協力の呼びかけ)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		20 時までの営業時間短縮 ※1:上記に加え、入場整理等の実施
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション		

	業 など		
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	<p>20 時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。) (第 24 条第9項)</p> <p>人数制限を含む入場者の整理等の実施 (※3) (第 31 条6第1項)</p> <p>※4:上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)</p>	<p>(法に基づかない協力の呼びかけ)</p> <p>20 時までの営業時間短縮働(生活必需物資を除く。)</p> <p>人数制限を含む入場者の整理等の実施 (※3)</p> <p>※4:上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)</p>

➤ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置

※4:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。))およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など		(法に基づかない協力の呼びかけ)
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	21時までの営業時間短縮要請 (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮要請) (第24条第9項)	21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮)
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	上記に加え、入場整理等の実施(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	入場整理等の実施(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	20時までの営業時間短縮要請 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請) (第24条第9項) 上記に加え、入場整	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、入場整

博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	理等の実施(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	理等の実施(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
----------------	--------------------------------	--	--------------------------------------

- イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(3) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等(法に基づかない協力の呼びかけ)

以下の施設について、営業時間短縮の協力を呼びかけ

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から9月12日まで(※3は、8月20日から)
- ② 対象地域 6町(日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類の種類	内訳	協力の呼びかける内容
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	21時までの営業時間短縮 上記に加え、入場整理等の実施(※1)
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション	

	業 など	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	21時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。) 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) 上記に加え、酒類提供等の自粛(※4)

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。
(第24条第9項)

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法24条第9項に基づく要請の対象となる。

※3:人数制限を含む入場者の整理等の実施:入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置

※4:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。.)およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	協力の呼びかける内容
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	21時までの営業時間短縮要請 上記に加え、入場整理等の実施(※1)
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	

ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設、 遊技施設(第 9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

- イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。
(第24条第9項)

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

感染リスクが高まる

「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



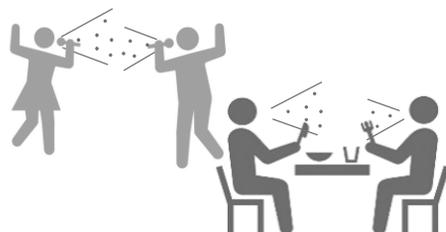
② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



飲食店等への営業時間の短縮要請と 事業者への支援について

(令和3年8月18日)

目次

1. 飲食店等に対する営業時間短縮（重点措置を講じる区域）
2. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（重点措置を講じる区域）
3. 飲食店等に対する営業時間短縮（その地の地域）
4. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（その他の地域）
5. 飲食店等に対する協力金
6. 飲食店等以外に対する協力金
7. 酒類販売事業者に対する支援金
8. 事業継続支援金（第2期）

1 飲食店等に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。(第31条の6第1項、第24条第9項)

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
- ③ 対象施設 以下のとおり

	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) (接待(※)を伴う飲食店、カラオケ店等の遊興施設や結婚式場で食品衛生法の飲食店営業許可を受けているものを含む) ※ ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 5時～20時までの営業時間短縮 ● (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の停止 ※ 感染状況が下降傾向となった際には、一定の条件(認証店舗等)を満たしている店舗から酒類の提供の停止の緩和を検討

- インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

④ 営業に際しての要請内容

要請内容
(第31条の6第1項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 ● カラオケ設備の使用の自粛 (※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業の Snackbar、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)
(第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守

2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。

【要請内容】 (1,000㎡超のみ) (第31条の6第1項)(第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時～令和3年9月12日 24時
(※3は、8月20日から)
- ② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
- ③ 対象施設 以下のとおり

(商業施設等)

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
遊技施設(第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	● 20時までの営業時間短縮(第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
遊興施設(第11号)(※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	● 上記に加え、入場整理等の実施(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1)	● 20時までの営業時間短縮 ● 入場整理等の実施(※1)
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	● 20時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。)(第24条第9項) ● 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3)(第31条の6第1項) ※4:上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ● 20時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。) ● 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) ※4:酒類提供等の自粛

▶業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

- ※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- ※2: 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。
- ※3: 人数制限を含む入場者の整理等の実施: 入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置
- ※4: 酒類提供等の自粛: 酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の場合は、 20時までの営業時間短縮) (第24条第9項) ● 上記に加え、入場整理等の実施 (法に基づかない協力の呼びかけ) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の場合は、 20時までの営業時間短縮) ● 入場整理等の実施 ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など		
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会用に 供する部分に限る。)	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニスコート、柔剣道場、ボウ リング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競 技場、屋外テニスコート、ゴルフ練 習場、バッティング練習場、ス ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガ スタジオ など	<ul style="list-style-type: none"> ● 20時までの営業時間短縮 (イベント開催の場合は21時 までの営業時間短縮) (第24条第9項) ● 上記に加え、入場整理等の 実施(法に基づかない協力の 呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> ● 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時ま での営業時間短縮) ● 入場整理等の実施(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮 不要
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念 館、水族館、動物園、植物園 など	※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	※:オンライン配信の場合は時間短縮 不要

- イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

3 飲食店等に対する営業時間短縮

(その他の地域)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。(第24条第9項)

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ③ 対象施設 以下のとおり

	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) 接待(※)を伴う飲食店、カラオケ店等の遊興施設や結婚式場で食品衛生法の飲食店営業許可を受けているものを含む ※ ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。	● 5時～21時までの営業時間短縮 ● 酒類の提供は11時～20時までの短縮

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

④ 営業に際しての要請内容

要請内容

(第24条第9項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の感染防止のための整理および誘導
- 手指消毒設備の設置
- 施設の消毒
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
- 施設の換気
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策
- カラオケ設備の使用の自粛

(※カラオケ設備については、飲食を主として業としている昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (その他の地域)

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮の協力を呼びかけます（法に基づく要請ではありません）。

【協力を呼びかける内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日0時～令和3年9月12日24時
(※3は、8月20日から)
- ② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ③ 対象施設 以下のとおり

(商業施設等)

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
遊技施設(第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮 ● 入場整理等の実施(※1)
遊興施設(第11号)(※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮 (生活必需物資を除く。) ● 人数制限を含む入場者の整理等の実施(※3) <p>酒類提供等の自粛(※4)</p>

▶ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

- ※1: 入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛
- ※2: 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。
- ※3: 人数制限を含む入場者の整理等の実施: 入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置および施設の入場者の人数管理制限等の措置
- ※4: 酒類提供等の自粛: 酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮 ● 入場整理等の実施(※1) <p>※オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール など	
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に 供する部分に限る。)	
運動施設、遊技 施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウ リング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競 技場、屋外テニス場、ゴルフ練 習場、バッティング練習場、ス ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガ スタジオ など	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念 館、水族館、動物園、植物園 など	

➤ 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。(第24条第9項)

➤ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)

※1:入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛

5 飲食店等に対する協力金

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) <small>※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額</small>	

※中小企業等については、早期給付を実施(8月16日～27日)
 重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

6 飲食店等以外に対する協力金

- 対象地域 重点措置を講じる区域(県内13市)
- 支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 <small>(10以上のテナントを所有している施設については、1店舗あたり2千円/日を追加支給)</small>	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

7 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月	
対象者	酒類販売事業者	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に本社または本店があること。 ・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。 ・ まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請等に応じた飲食店との取引があること。 ・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。 	
支給額 (上限)	中小企業	20万円／月
	個人事業主	10万円／月

※事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可

※まん延防止等重点措置等の延長に伴う対応を検討中

8 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期）との併給可

※まん延防止等重点措置等の延長に伴う対応を検討中

a									b (b/a×10万)	
市町	人口	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	合計人数	人口10万人あたり
大津市	340,973	56	54	58	70	45	49	48	380	111.4
彦根市	113,679	8	3	9	5	7	3	10	45	39.6
長浜市	118,193	13	2	8	7	9	5	14	58	49.1
近江八幡市	81,312	3	11	7	7	4	9	15	56	68.9
草津市	137,247	12	28	11	20	7	13	20	111	80.9
守山市	79,859	6	10	4	7	4	1	7	39	48.8
栗東市	66,749	8	6	3	10	4	4	3	38	56.9
甲賀市	90,901	12	10	7	11	4	9	16	69	75.9
野洲市	49,889	6	6	3	8	2	1	8	34	68.2
湖南市	54,289	8	1	3	4	3	3	3	25	46.0
高島市	50,025	11	4	6	5	1	2	6	35	70.0
東近江市	114,180	10	21	31	17	14	15	12	120	105.1
米原市	38,719	2	1	0	4	0	0	3	10	25.8
日野町	21,873	0	1	0	1	2	0	2	6	27.4
竜王町	12,434	0	0	1	0	1	0	1	3	24.1
愛荘町	20,778	0	0	0	0	1	1	4	6	28.9
豊郷町	7,422	0	1	1	1	0	2	2	7	94.3
甲良町	7,039	0	0	0	0	1	1	0	2	28.4
多賀町	7,355	1	0	1	0	0	0	1	3	40.8

※平成27年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)(e-Stat)

ワクチン接種について

資料3

一般向けワクチン接種状況

医療従事者等の接種希望者45,514人については、7月5日に接種完了

1回目接種済人数	全年代	600,882人	42.3%
	12-39歳	66,337人	15.5%
	40-64歳	197,219人	41.9%
	65歳以上	337,326人	92.2%

2回目接種済人数	全年代	435,684人	30.7%
	12-39歳	23,797人	5.6%
	40-64歳	85,233人	18.1%
	65歳以上	326,654人	89.3%

令和3年8月14日まで ワクチン接種状況ダッシュボードから転記

市町へのワクチンの配布状況

	配送週および箱数													箱数計
	第1クール	第2クール	第3クール	第4クール	第5クール	第6クール	第7クール	第8クール	第9クール	第10クール	第11クール	第12クール	第13クール	
	4月5日の週	4月12日の週	4月19日の週	4月26日の週 +5月3日の週	5月10日の週 +5月17日の週	5月24日の週 +5月31日の週	6月7日の週 +6月14日の週	6月21日の週 +6月28日の週	7月5日の週 +7月12日の週	7月19日の週 +7月26日の週	8月2日の週 +8月9日の週	8月16日の週 +8月23日の週	8月30日の週 +9月6日の週	
大津市	1	2	2	14	16	38	39	49	25	20	24	29	30	289
草津市		1	1	5	11	16	14	12	12	8	12	14	10	116
守山市	1			3	14	10	6	5	9	9	6	6	3	72
栗東市			1	2	8	4	5	5	7	8	6	7	6	59
野洲市			1	2	3	5	9	7	4	4	4	5	3	47
甲賀市		1	0.2	5	15	7	8	11	10	5	7	7	9	85.2
湖南市			0.8	3	6	6	2	8	13	4	5	5	5	57.8
東近江市		1	1	5	16	11	14	13	7	7	8	9	11	103
近江八幡市		1.7		4	8	9	8	11	7	5	7	8	7	75.7
日野町		0.2		1	6	2	2	1	1	2	1	2	1	19.2
竜王町		0.1		1	2	3	0	2	3	1	1	1	1	15.1
彦根市		1.7		5	11	14	15	11	10	7	9	10	7	100.7
愛荘町		0.1		1	5	2	1	1	3	2	2	2	2	21.1
豊郷町		0.1		1	2	0	1	0	1	1	1	1	0	8.1
甲良町		0.1		1	2	1	0	1	1	1	1	1	0	9.1
多賀町		0.1		1	2	2	0	1	1	1	1	1	0	10.1
長浜市		1	1	5	14	15	10	16	10	8	8	9	10	107
米原市			1	2	4	4	5	4	1	4	2	4	3	34
高島市			1	3	12	8	5	5	4	3	4	4	3	52
(合計)	2	10	10	64	157	157	144	163	129	100	109	125	111	1,281
増減率		500%	100%	640%	245%	100%	92%	113%	79%	78%	109%	115%	89%	

ワクチン接種の副反応について

副反応疑い報告数

○ワクチン接種は、体内に異物を投与し免疫反応を誘導し、感染症に対する免疫を付与すること目的として行われるため、効果とともに、副反応が生じうる。

○本県の医療機関から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に『新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い』として報告がなされたものとして、厚生労働省から県に情報提供があったものを集計。

○ワクチン接種後には、接種と因果関係のない偶発的な事象も生じるが、因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例として広く収集し、評価の対象としている。

令和3年8月15日現在

	副反応疑い報告数			年代別	
		うち重篤		64歳以下	65歳以上
			うち死亡		
男性	34	18	5	17	17
女性	95	27	3	63	32
不明	0	0	0	0	0
合計	129	45	8	80	49

※ 死亡の8例すべてについて、医療機関からはワクチン接種との因果関係が評価不能と報告されている。

専門相談窓口 相談件数

医療機関からのワクチンに関する専門的な問い合わせや、県民からのワクチンの副反応、効果等について、市町での対応が困難な相談に対応するための窓口を設置

総件数		手段内訳			内容内訳			
		電話	FAX	メール	接種後の副反応の相談	接種前の副反応の心配	副反応以外の医療に係る相談	その他
日中	18,964	18,865	19	80	4,455	3,119	1,340	10,050
夜間	2,838	2,834	0	4	1,778	214	432	414
合計	21,802	21,699	19	84	6,233	3,333	1,772	10,464

※1 日中...午前9時から午後6時まで、夜間(4/12から)...午後6時から午前9時まで

令和3年3月1日～令和3年8月15日

※2 その他...当窓口で本来対応すべき内容ではないワクチン接種に関する苦情や接種の予約など

広域ワクチン接種センターについて

運営状況

月日		接種人数(単位:人)											要看護件数(単位:人)								
		南部			北部			計			南部		北部		計						
		予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種	計	看護件数	症状	看護件数	症状	看護件数	症状					
																	うち 県職員	うち 県職員	うち 県職員	うち 医師 対応	うち 医師 対応
7月10日 ~16日	1	2,990	37	(34)	3,027	1,894	46	(29)	1,940	4,884	83	(63)	4,967	17	(15)	気分不良、接種部位 の腫れ、嘔吐 (救急搬送1件)	11	(5)	発疹、気分不良、め まい、吐き気	28	(20)
7月17日 ~23日	2	3,416	59	(58)	3,475	2,273	17	(15)	2,290	5,689	76	(73)	5,765	24	(14)	気分不良、嘔吐、め まい	7	(6)	気分不良、血圧低 下、頭痛、手足の痺 れ	31	(20)
7月24日 ~30日	3	3,134	58	(52)	3,192	1,954	61	(52)	2,015	5,088	119	(104)	5,207	13	(10)	気分不良(救急搬送 1件)、迷走神経反射、 吐き気、めまい	18	(16)	気分不良、めまい、 痺れ、発疹、迷走神 経反射	31	(26)
7月31日 ~8月6日	4	1,717	42	(41)	1,759	1,104	46	(43)	1,150	2,821	88	(84)	2,909	7	(6)	気分不良、めまい、 発疹	9	(7)	気分不良、手の痺 れ、頭痛	16	(13)
8月7日 ~13日	5	1,327	57	(52)	1,384	1,172	40	(38)	1,212	2,499	97	(90)	2,596	19	(14)	気分不良、脱力感、 吐き気、痺れ(救急 搬送1件)、しびれ、 眩暈(救急搬送・入 院1件)	24	(17)	気分不良、頭痛、吐 き気、痺れ、発疹	43	(31)
		2,595			2,595	1,792			1,792	4,387			4,387								
計		12,986	271	(252)	13,257	8,815	222	(188)	9,037	21,801	493	(440)	22,294	87	(64)		71	(53)		158	(117)
		3,290			3,290	2,439			2,439	5,729			5,729								

※ 上段:1回目接種、下段:2回目接種

- 接種対象者を16歳以上の①県内居住者・②県内への通勤・通学者に拡大
- 8月18日(水)から予約開始、8月21日(土)から接種開始

職域接種について

経緯

- 6月8日から職域接種の申請を開始し、6月21日から接種スタート。
- 6月25日金曜日の午後5時をもって申請を一時休止。(6月23日河野大臣記者会見において発表)
- 接種開始未定の各会場に順番を定め、毎週、何番目までの会場にワクチンを配送できるかお知らせする。(7月16日河野大臣記者会見より)
- 7月21日河野大臣記者会見「お待ちいただいている申請済みの職域接種は、全て8月中にワクチンの供給を開始できる見込み」
- 8月3日河野大臣記者会見「職域接種を開始している会場へのワクチン配送を優先するため、新規に開始する会場について若干の影響が出る」

申請状況等

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、6月21日から、企業や大学等において、職域(学校等を含む)単位でのワクチン接種開始

◆**県内事業所からの8月15日現在の**
申請件数: 73件 承認件数:43件

<8月15日現在>

- ・接種予定人数の多い事業所・大学には、国から人数精査の依頼が入っている。
- ・申請取り下げ11件(理由:ワクチン見通しが立たないため、1,000人確保できないため)